



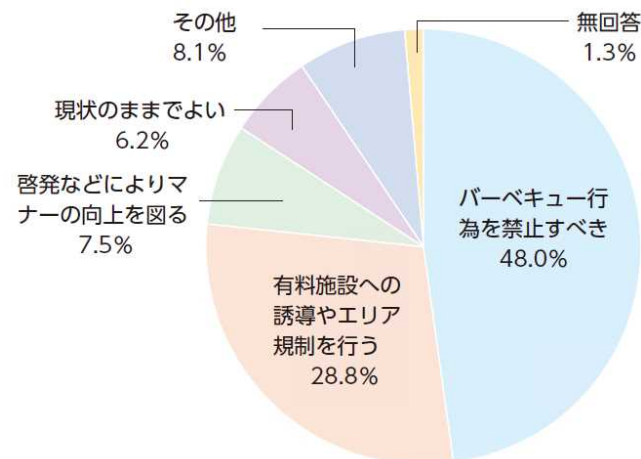
摂津峡における自然環境の保全等に関する条例について

～条例の制定に至った経緯～

■ 背景

- ・摂津峡およびその周辺は、水とみどり豊かな自然を感じることでできるスポットとして、家族連れをはじめとする市民に広く親しまれてきた。
- ・しかし、近年はマナーに問題のあるバーベキュー（BBQ）客が騒いだり、BBQに伴うゴミによる景観や環境面の問題が顕著となった。
- ・そのため、市では地域と協働して清掃活動を行うとともに、来訪者への啓発活動に取り組んできましたが、その効果は限定的であり、問題の十分な解消には至らなかった。

■ 市民アンケート（平成28年度）



Q 摂津峡周辺地域でのバーベキュー行為への禁止について

■ 環境審議会での3回に渡る議論（平成29年度）を経て、条例を制定

1 条例の目的

摂津峡の豊かな自然環境を保全し、安全で快適なレクリエーション環境を確保することを目的とする。

2 条例の内容

(1) 禁止行為

① BBQ等（火気を用いて食品を調理する行為）②花火

(2) 禁止エリア

芥川の下條橋から塚脇橋までの間の河川敷

(3) 過料

違反した者は、50,000円以下の過料に処する

3 制定日・施行日

平成30年3月28日制定、平成31年4月1日施行



条例制定前の様子



摂津峡における自然環境の保全等に関する条例について

～条例制定後の取組と結果～

■ 条例制定後の取組

- ・ 広報誌やHPでの周知
- ・ 禁止区域と有料BBQ施設を示したポスターの掲示
- ・ 摂津峡来訪者への周知チラシの配布
- ・ 看板、のぼり、横断幕の設置
- ・ イベントや出前講座等での周知
- ・ 4月から10月までの土日+多客時の平日に有人警備

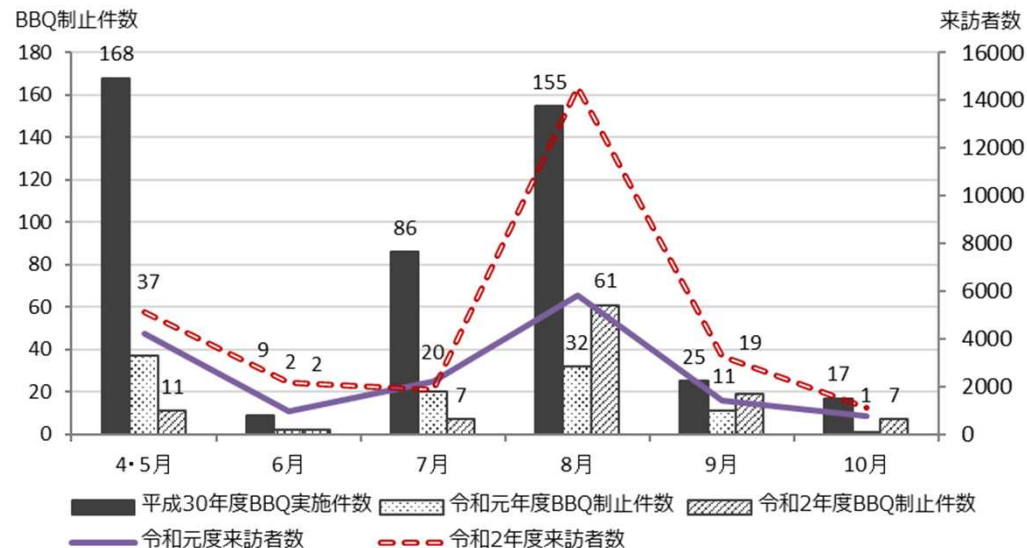


有人警備の様子



周知看板

■ 取組結果 (H30 BBQ件数、R01・R02 BBQ制止件数)



※ H30は各月4～15日程度の警備員によるBBQ確認件数を、1か月単位に割り戻し。R01、R02は警備員によるBBQ制止件数。制止の大部分は荷下ろし時。

■ 最近の状況

- ・ BBQ目的の来訪は8割減(H30:460件→R02:107件)
- ・ 残る2割についても、警備員が駐車場などで制止することで、ほとんどがBBQ実施前に撤収
- ・ 朝の巡回時のBBQごみは、R02で5件(その他に飲食ごみ13件)と、レクリエーション環境は大きく改善
- ・ R02は摂津峡への来訪者が大幅増(R01:約15,000人→R02:約27,000人)にもかかわらず、BBQの制止件数は同程度(R01:103件→R02:107件)

■ まとめと今後の方向性

- ・ 啓発や警備員による制止により、摂津峡でのBBQ実施件数は大きく減少。BBQ禁止が市民に根付つつある可能性
- ・ 一方で、家族連れによるレクリエーションでの来訪者が増加(望ましい方向)
- ・ 引き続き、各種の啓発や警備員による制止等により、摂津峡の豊かな自然環境を保全し、安全で快適なレクリエーション環境の確保を図る。